

コペンハーゲン合意への排出削減目標・行動の提出状況

平成 22 年 2 月 8 日（午前 10 時時点）
地球環境局国際対策室

2 月 9 日までに UNFCCC ホームページに公表された、コペンハーゲン合意に基づく各国の目標・行動の提出状況は以下のとおり。提出した国は、合計 64 カ国であり、エネルギー由来の排出量の 82%（IEA 資料を元に算出）を占める。

○附属書 I 国 38 カ国

日本、米国、カナダ、ロシア、豪州、ニュージーランド、EU 及び 27 加盟国、ノルウェー、クロアチア、ベラルーシ、リヒテンシュタイン、カザフスタン

○新興国 8 カ国

中国、インド、ブラジル、南アフリカ、韓国、メキシコ、シンガポール、インドネシア

○小島嶼国 4 カ国

マーシャル諸島、モルディブ、マダガスカル、パプアニューギニア

○その他 14 カ国

アルメニア、コスタリカ、コンゴ共和国、シエラレオネ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モロッコ、エチオピア、ボツワナ、グルジア、イスラエル、ヨルダン、モンゴル、ブータン

なお、コペンハーゲン合意への賛同の意のみを示した国は、UNFCCC ホームページによれば 29 カ国存在し、賛同の意を示した国は合計 93 カ国となる。

（賛同の意のみを提出した国：29 カ国）

アルバニア、バハマ、バングラデシュ、ボスニア＝ヘルツェゴ

ヴィナ、カンボジア、中央アフリカ、チリ、コロンビア、コンゴ民主共和国、ジブチ、フィジー、ガーナ、アイスランド（削減目標は追って提出）、レソト、マラウイ、マリ、モンテネグロ、ナミビア、ネパール、パラオ、パナマ、ペルー、フィリピン（先進国の野心的な削減と資金支援が前提）、ルワンダ、サモア、セルビア、トリニダード・トバゴ、タンザニア、ウルグアイ

(先進国の削減目標)

付表 I

2020 年の経済全体の数量化された排出目標

附属書 I 国	2020 年の経済全体の数量化された排出目標	
	2020 年の排出削減量	基準年
日本	25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする	1990
アメリカ合衆国	17%程度削減、ただし、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報されるとの認識でのもの ⁱ	2005
カナダ	17%削減、アメリカの最終的な削減目標と連携	2005
ロシア	15-25%（前提条件：人為的排出の削減に関する義務の履行への寄与の文脈におけるロシアの森林のポテンシャルの適切な算入、すべての大排出国による温室効果ガス的人為的排出の削減に関する法的に意義のある義務の受け入れ）	1990
豪州	5%から 15%又は 25%削減 ⁱⁱ	2000
ニュージーランド	10-20%（包括的な合意が前提：具体的には気温上昇 2°C 以下、先進国間の比較可能な努力、主要国の行動、森林等吸収源の有効なルール、国際的な炭素市場）	1990
EU 及びその加盟国（ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、英国）による共同の行動 ⁱⁱⁱ	20% / 30%削減 ^v	1990
ノルウェー	30-40%（主要排出国が 2°C 目標に沿った排出削減に合意する場合には、ノルウェーは 40%削減を掲げる）	1990
カザフスタン	15%削減	1992
クロアチア	5%削減 ^v	1990
ベラルーシ	5-10%削減、ただしベラルーシが京都議定書の柔軟性メカニズムにアクセスできること、附属書 I 国に含まれる市場経済移行国の特殊な状況を考慮したベラルーシへの技術移転・人材育成（キャパシティビルディング）・経験促進の強化、森林等吸収源の新たなルール等の明確化が前提。	1990
リヒテンシュタイン	20%削減。他の先進国が比較可能な目標に合意し、新興国が拘束力ある合意の枠組みの中でそれぞれの能力及び責任に基づき貢献を行うのであれば、30%削減。	1990

ⁱ（米国）審議途中の法案における削減経路は、2050 年までには 83%排出を削減するとの目標に沿って、2025 年には 30%削減、2030 年には 42%削減を課している。

ⁱⁱ（豪州）豪州は、仮に大気中の温室効果ガスのレベルを 450ppm 又はそれ以下に安定化させることのできる野心的な世界全体の合意がなされる場合は、2020 年までに 2000 年比で 25%の

削減を行う。また、条件なしに 2020 年までに 2000 年比 5%の削減を行うとともに、世界全体の合意が 450ppm での大気安定化に満たない場合であっても、主要途上国が実質的に排出を抑制することを約束し、先進経済国が豪州の目標と比較可能な約束を行う場合には、2020 年までに 2000 年比で 15%の削減を行う。

iii (EU) 現時点では、すべてのEU加盟国が附属書 I 国というわけではない。

iv (EU) EUは、2013 年以降の期間の世界全体の包括的な合意の一部として、他の先進国・途上国がその責任及び能力に応じて比較可能な削減に取り組むのであれば、2020 年までに 1990 年比で 30%減の目標に移行するとの条件付きの提案を行っている再度申し述べる。

v (クロアチア) 暫定的な目標。クロアチアのEU加入には、クロアチアの目標はEUの削減努力の一部として、それに沿うよう置き換えられる。

(新興国の削減行動)

付表 II

新興国の国内的に適切な緩和のための行動

非附属書 I 国	行動
中国	2020 年の GDP 当たり CO2 排出量を 2005 年比で 40~45%削減、2020 年までに非化石エネルギーの割合を 15%、2020 年までに 2005 年比で森林面積を 4 千万ヘクタール増加等。これらは自発的な行動
インド	2020 年までに GDP 当たりの排出量を 2005 年比 20~25%削減（農業部門を除く）。削減行動は自発的なものであって、法的拘束力を持たない。
ブラジル	2020 年までに BAU 比で 36.1-38.9%。具体的な行動として、熱帯雨林の劣化防止、セラード(サバンナ地域の植生の一つ)の劣化防止、穀倉地の回復、エネルギー効率の改善、バイオ燃料の増加、水力発電の増加、エネルギー代替、鉄鋼産業の改善等
南アフリカ	2020 年までに BAU 比で 34%、2025 年までに BAU 比で 42%の排出削減。これらの行動には先進国からの技術・資金・キャパビルの支援が必要であることから、メキシコ会合において条約及び議定書の下での野心的、公平、効果的かつ拘束力のある合意が必要である。技術・資金・キャパビルの支援があれば、南アフリカの排出量は 2020 年から 2025 年の間にピークアウトし、10 年程度安定し、その後減少に転じる。
韓国	温室効果ガスの排出量を追加的な対策を講じなかった場合 (business-as-usual) の排出と比べて 2020 年までに 30%削減
メキシコ	世界全体の合意の一部として先進国から十分な資金及び技術支援が得られることを前提に、温室効果ガス排出量を 2020 年までに BAU 比で 30%まで削減する。メキシコは全てのセクターにおける適切な削減・適応行動を含めた気候変動特別プログラムを 2009 年に採択しており、この完全な実施により 2012 年までに排出量を BAU 比で 5100 万トン (CO2 換算)削減できる。
シンガポール	国別削減行動として、法的拘束力ある世界全体の合意次第であるが、BAU 比で 2020 年までに 16%削減。また、2009 年 4 月に発表した「持続可能なシンガポール計画」を実施
インドネシア	2020 年までに (BAU 比で) 26%。具体的な行動として、湿地管理、森林減少速度の緩和、森林・農地による炭素吸収、エネルギー効率改善、代替エネルギー源の開発、固定・液体廃棄物の発生抑制、低炭素型の交通へ移行